

株主メモ

決 算 期	毎年12月31日
定 時 株 主 総 会	毎年3月
基 準 日	毎年12月31日。そのほか必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当金受領株主確定日	毎年12月31日および中間配当金の支払いを行うときは6月30日
名 義 書 換 代 理 人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 所	
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話照会先	中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 東京(03)3323-7111(代表)
同 取 次 所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店
決 算 公 告 掲 載	大塚商会ホームページに掲載 http://www.otsuka-shokai.co.jp/ir/kessan/index.html
その他の公告掲載紙	日本経済新聞

お届けの住所・印鑑・姓名等の変更届、配当金振込指定書、単元未満株式の買取請求書、株式名義書換請求書のご請求につきましては、名義書換代理人のフリーダイヤルおよびホームページでも受付けております。

フリーダイヤル(通話料無料):0120-87-2031

ホームページ:http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html

(証券保管振替制度をご利用の方は、お取引口座のある証券会社等へご照会ください。)

株券失効制度についてのお知らせ

株券を喪失した場合は、公示催告による除権判決を受けて再発行する取扱いでありましたが、平成15年4月1日施行の商法改正により、株券は公示催告制度から除外され、新たに創設された「株券失効制度」により、株券の再発行を受けることとなります。

お手続きの詳細につきましては、名義書換代理人あてご照会ください。



株式
会社

大塚商会

〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4 電話 03-3264-7111

<http://www.otsuka-shokai.co.jp>



古紙配合率100%再生紙を使用しています